

税務あれこれ⑥

減価償却費をテーマに

Q. 多額の設備投資をした場合、支払った金額は全額損金にならず、減価償却費として決算書に計上されているのです、と聞いた事がありますが、減価償却費とは何ですか？
また、資金繰りの都合もあるので、特別な方法で損金に出来ないものか教えて下さい。

A.

1. 減価償却の意義

固定資産（もの）について、使用や時間の経過によって生じる価値の減少分を見積り、耐用年数により費用として配分する会計上の手続きを言います。

例えば、700万円の車を購入した時に、自家用車であれば耐用年数6年として6年間で損金にしていくことになります。すなわち700万円全額を損金にすることは出来ないのです。

Ex. $700 \text{万円} \times 0.417 = 2,919,000 \text{円}$ （定率法の場合）

2. 特別な場合の減価償却

では、固定資産の購入については全てこのような形式で損金化するのかというと、必ずしもそうではありません。

- ①使用可能期間が1年未満のもの > 全額損金
- ②取得価額が10万円未満のもの > 全額損金
- ③一括償却資産（取得価額20万円未満のもの）の損金算入 . . . 3年間で償却
- ④中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額30万円未満のもの）の取得価額の損金算入の特例
. . . 資本金が1億円以下など一定の要件はありますが、300万円未満まで全額損金
- ⑤特別償却
. . . 特定の要件に該当する中小企業者等が、機械等の購入により通常の減価償却に加えて損金化出来るもの

ご質問のように、資産の購入には多額の支払いがあります。資金繰りを意識すると

- ①融資・割賦購入（ローン）・リースなどのファイナンスを活用すること
 - ②税務上利用できる償却方法を正しく選択すること
- によってバランスの良い構造（決算書）にしましょう。



使える制度の有効利用をお考え下さい

税務レポート 2010.10.1号
税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp